

(お問い合わせ先: 長野市保健所健康課 感染症対策担当 ☎ 226-9964)



予防接種は、お子さんの病気に対する抵抗力をつけるため、接種できる時期になったら忘れずに受けましょう。
「赤ちゃんのしおり」または「予防接種と子どもの健康」もあわせてご覧ください。

定期：無料(対象年齢内、規定の接種方法で受ける場合)

任意：有料

○ 予防接種の種類とスケジュール

不活化ワクチン：細菌やウイルスの必要な成分を取り出し、毒性をなくして作ったものです。

生ワクチン：生きた細菌やウイルスの毒性を弱めて作ったもので、接種により、その病気にかかった場合と同じような免疫ができます。

[illegible]

丸囲み数字①、②などは、接種の回数を示しています(例②↓2回目)

②
↓
2
□
目
)

※1 1歳のお子さんを対象に接種費用の一部助成を行っております(事前申請が必要です)。詳しくは、14ページの「こんなときはどうしたらよい?」をご確認ください。

※2 接種年齢、ワクチンの種類により、2回で接種を完了することがあります。詳しくは、13ページの接種方法をご確認ください。

接種方法

定期の予防接種は市内の指定医療機関で実施します。指定医療機関は「赤ちゃんのしおり」「予防接種と子どもの健康」または市ホームページをご覧ください。

3回：接種回数(例：3回)

予診票：「赤ちゃんのしおり」にとうじ込みの予診票をお使いください。

予診票：対象年齢になった方へ郵送します。

接種間隔が規定よりあいた場合でも、接種できる場合があります。

Hib (インフルエンザ菌b型)

定期

○生後2か月～7か月未満で接種を始める場合
27日～56日の間隔で1歳になるまでに3回接種
3回目終了後7か月～13か月の間に1回接種

4回

○生後7か月～1歳未満で接種を始める場合
27日～56日の間隔で1歳になるまでに2回接種
2回目終了後7か月～13か月の間に1回接種

3回

○1歳～5歳未満で接種を始める場合
1回接種

1回

小児用肺炎球菌

予診票 定期

○生後2か月～7か月未満で接種を始める場合
27日以上の間隔で1歳になるまでに3回接種
3回目終了後60日以上あけて1歳以降に1回接種

4回

○生後7か月～1歳未満で接種を始める場合
27日以上の間隔で1歳になるまでに2回接種
2回目終了後60日以上あけて1歳以降に1回接種

3回

○1歳～2歳未満で接種を始める場合
60日以上の間隔で2回接種

2回

○2歳～5歳未満で接種を始める場合
1回接種

1回

B型肝炎

予診票 定期

27日(4週)間隔で2回接種
3回目は1回目の接種から139日(20週)以上あけて接種

3回

ロタウイルス

予診票 定期

2種類のワクチンのどちらかを選択します。
初回接種は出生14週6日後までに接種

2回

○ロタリックス(1価ワクチン)で接種する場合
27日以上の間隔で出生24週0日後までに2回接種

○ロタテック(5価ワクチン)で接種する場合
27日以上の間隔で出生32週0日後までに3回接種

3回

5種混合(ジフテリア・百日せき・破傷風・ポリオ・Hib)

予診票 定期

20日～56日の間隔で3回接種
3回目終了後6～18か月の間に1回接種

4回

DPT-IPV(ジフテリア・百日せき・破傷風・ポリオ)

定期

20日～56日の間隔で3回接種
3回目終了後12か月～18か月の間に1回接種

4回

DT(ジフテリア・破傷風)

予診票 定期

1回接種
11歳の誕生日の翌月に予診票を郵送します。

1回

BCG(結核)

予診票 定期

1回接種

1回

MR(麻しん・風しん)

予診票 定期

○1期：1回接種
○2期：1回接種

2回

おたふくかぜ

任意

2回接種

2回

(間隔は12ページを参照)

水痘(水ぼうそう)

予診票 定期

6か月～12か月の
間隔で2回接種

2回

日本脳炎

定期

○1期 **予診票**
6日～28日の間隔で2回
2回目終了後おおむね1年あけて1回接種

4回

○2期：1回接種 **予診票** 9歳の誕生日の翌月に予診票を郵送します。

〔・特例措置(予診票は、配布窓口(14ページ)で配布)
平成17年4月2日～平成19年4月1日生まれの人、1期、2期の対象年齢を過ぎた場合でも20歳の誕生日の前日まで接種を受けることができます。〕

子宮頸がん

予診票 定期

・令和7年4月に、令和7年度に12歳になる女性に対して予診票を郵送します。

3種類のワクチンのいずれかを選択します。

○サーバリックス(2価ワクチン)で接種する場合
2回目は1回目の接種から1か月後
3回目は2回目の接種から5か月後

3回

○ガーダシル(4価ワクチン)で接種する場合
2回目は1回目の接種から2か月後
3回目は2回目の接種から4か月後

3回

○シルガード9(9価ワクチン)で接種する場合
・1回目の接種を15歳未満で受ける場合
2回目は1回目の接種から6か月後

2回

・1回目の接種を15歳以上で受ける場合
2回目は1回目の接種から2か月後
3回目は2回目の接種から4か月後

3回

※2価あるいは4価ワクチンで1回または2回接種した方が残りの接種を行う場合は、医師とよく相談したうえで、9価ワクチンを選択し接種することができます。

※2価と4価ワクチンの交互接種は、原則できません。

〔・キャッチアップ接種の経過措置
平成9年4月2日～平成21年4月1日生まれの人、令和4年4月1日から令和7年3月31日までに1回以上接種を受けている場合は、令和8年3月31日まで残りの接種を無料で受けることができます。〕

インフルエンザ

任意

○不活化ワクチン

・生後6か月(ワクチンによっては1歳)～13歳未満
4週間隔で2回接種
・13歳以上：1回接種

2回

○経鼻生ワクチン

・2歳～19歳未満
1回、鼻腔内に噴霧

1回

予診票の表示のない予防接種は有料のため、市の予診票はありません。

13

予防接種を上手に受けるポイント

○スケジュールを立てましょう ～各予防接種の標準的な接種年齢と間隔、ワクチン同士の接種間隔を確認しましょう～

○医療機関と連絡を取りましょう ～医療機関によって予約が必要な場合があります～

○出かける前にチェック！
□ お子さんの体調を確認しましょう。機嫌はいいですか？ 体温は測りましたか？ 普段と違うところがないかをよく観察しましょう。
□ 今日受ける予防接種について、必要性、効果および副反応など理解していますか？ □ 母子健康手帳は持ちましたか？ □ 記入した予診票は持ちましたか？
□ 予防接種を受けるときは、医師の説明を聞き、予防接種の効果や副反応、ワクチンの種類を確認したうえで、接種に同意して受けましょう。



65歳以上の方の予防接種

○帯状疱疹の対象者には4月に案内通知・予診票をお送りします。

○高齢者肺炎球菌の対象者には65歳の誕生日の翌月に案内通知・予診票をお送りします。

種 類	対 象 者	接種回数	自己負担額	接種場所	持 ち 物
定期接種 帯状疱疹	○令和7年度中に65・70・75・80・85・90・95・100歳以上になる方で接種を希望される方 ○接種日現在60歳以上65歳未満で、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害（身体障害者手帳1級）を有する方で接種を希望される方	生ワクチンの場合 1回	2,000円	指定医療機関	・住所、年齢が確認できるもの（免許証、マイナンバーカードなど） ・予診票
		不活化ワクチンの場合 2回	1回あたり 5,500円		
定期接種 高齢者肺炎球菌	○接種日現在満65歳で接種を希望される方 ○接種日現在60歳以上65歳未満で、心臓、じん臓もしくは呼吸器の機能またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害（身体障害者手帳1級）を有する方で接種を希望される方 ※過去に肺炎球菌ワクチン（23価）を接種したことがない方に限る	1回	2,000円		・住所、年齢が確認できるもの（免許証、マイナンバーカードなど） ・予診票
定期接種 インフルエンザ	○接種日現在65歳以上で接種を希望される方 ○接種日現在60歳以上65歳未満で、心臓、じん臓もしくは呼吸器の機能またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害（身体障害者手帳1級）を有する方で接種を希望される方	毎年1回 〔10月上旬～12月下旬〕	1,200円（予定）		・住所、年齢が確認できるもの（免許証、マイナンバーカードなど）
定期接種 新型コロナ		毎年1回 〔10月上旬～3月下旬〕	3,800円（予定）		

※上記の各予防接種について、対象者のうち次の方は無料です。（証明書・確認証の発行窓口：生活支援課または福祉政策課篠ノ井分室）

- 生活保護受給者：受給証明書をお持ちください
- 特定中国残留邦人等支援給付受給者：本人確認証をお持ちください。

予防接種後の注意

- 接種後30分間は、お身体の様子に注意し、医師とすぐに連絡をとれるようにしておきましょう。急な副反応は、この間に起きることがあります。
- 接種後、不活化ワクチンでは1週間、生ワクチンでは4週間は副反応の出現に注意しましょう。異常と思われる症状（接種部位のひどい腫れ、高熱、ひきつけなど）が現れたときは、速やかに医師の診察を受けてください。
- 接種当日は、激しい運動は避けましょう。また、入浴は差し支えありませんが、接種部位を強くこすことはやめましょう。

こんなときはどうしたらよい？

- ・出産などの理由により、長野市で定期接種を受けられない
・長期の病気等により、定期接種の対象年齢を過ぎてしまった
→ 市保健所健康課（☎226-9964）へお早めにご相談ください。
- ・長野市へ転入（お子さんの場合）
→ 転入手続きの際、「赤ちゃんのしおり」（3歳未満のお子さん用）または「予防接種と子どもの健康」（3歳以上就学前のお子さん用）を発行します。
- ・予診票をなくしてしまった、手元にない
・おたふくかぜ予防接種費の助成を受けるための事前申請をしたい
・就学後の転入で、まだ受けていない定期接種がある
・日本脳炎2期（特例措置）の予診票が欲しい
→ 以下をご持参の上、下記の予診票等配布窓口にお越しください。
 持ち物：母子健康手帳（お子さんの場合）、申請者の本人確認ができるもの
 【予診票等配布窓口】 市保健所健康課、保健センター、健康課窓口（市役所第一庁舎2階）、信州新町支所、中条支所 ※若穂保健ステーションおよび豊野保健センターでは取り扱っていません。